

あなたも里親になりませんか？

里親募集！



☆里親の種類☆

* 養育里親 *

諸事情により、保護者と一緒に暮らすことができない子どもを、一定期間保護者に代わり養育する里親

※養子縁組をしない

※養育里親研修の受講が必要です

* 親族里親 *

両親、その他子どもを養育する方が死亡、行方不明等の状態になったことにより、その子どもの3親等内の親族(祖父母、兄弟姉妹等)が養育する里親

* 専門里親 *

養育里親のうち、専門的な援助を必要とする子ども(虐待を受けた子どもや非行などの問題のある子ども、及び障害がある子ども)を養育する専門的な知識を持った里親
※専門里親研修の受講が必要です

* 養子縁組里親 *

養子縁組を前提として、家庭で暮らすことのできない子どもを養育する里親

子育て短期支援事業(ショート・ステイ事業)
下呂市で登録しているショートステイ里親が、短期間お預かりする事業もあります。

☆里親になるには☆

①【相談】

里親になりたい方、里親について知りたい方は、飛騨子ども相談センター、ひだ子ども家庭支援センターばすてる、下呂市役所こども家庭課へ相談ください。相談は随時受け付けています。

②【基礎研修】[認定前研修]

子どもや里親制度について理解していただくための研修があります。

③【申請書の提出】

「里親申請書」を提出していただきます。

④ 家庭訪問

担当職員がご自宅を訪問して、ご家庭の状況を確認させていただきます。

⑤【認定・登録】

県の里親審査部会の審査を経て、県知事が里親として認定します。

⑥【活動】

里親の家族状況や、子ども・保護者の希望などを考慮し、子ども相談センターが子どもを委託します。

※諸条件により、登録から養育まで長短があり、すぐに預かりがあるわけではありません。



興味、関心がある方は、まずはこども家庭課(52-2882)までご連絡ください。